

■ 従業員を国外へ研修に派遣するための許可証(通称:出国許可証)の申請 (2019年4月)

申請場所: バンコク: Department of Employment (雇用局) 1-10
 その他の地域: 雇用局県事務所
 住所や電話番号につきましては <http://www.doe.go.th> をご参照下さい。

申請から取得までにかかる期間: 約1週間

申請に必要な書類

1. 申請書(雇用局各事務所にて販売、1部10パーツ、複写の使用は禁止)
2. 商務省発行の営業許可証(6か月以内に発行したもの)
3. 株主詳細(๑๑様式44)(6か月以内に発行したもの)
4. 工場操業許可証(ある場合のみ)
5. 日本からの研修のための招聘状(日本語の場合はタイ語に翻訳。翻訳者の氏名、地位、最終学歴を記載のこと)
6. 研修日程表(日本語の場合はタイ語に翻訳。翻訳者の氏名、地位、最終学歴を記載のこと)
7. 会社発行の在職証明書(社会保険証または源泉徴収票[過去6か月分])
8. 日本の査証が取得済みパスポートの原本およびコピー 1部
9. 最低限以下の詳細が記載されている研修契約書 3部
 - ・研修期間
 - ・福利厚生及び食事、宿泊施設
 - ・航空券
 - ・医療保険
 - ・日当額
 - ・タイでの給与に関しては雇用主が全額を研修期間中もタイ国内の銀行口座に振り込むという内容
10. 海外へ研修に行く研修生のリスト(๑๑様式47)
11. 研修生の銀行通帳の写し 3部
12. 雇用主が申請に行かない場合は申請者に委任することを記した委託状(印紙30パーツ)
13. その他必要書類につきましては各県担当者により若干異なります。
(国民身分証明書のコピー、社会保険証のコピー、会社発行の派遣書など)

備考

- ・通常、日本の「研修」査証申請時には「在留資格認定証明書」が必要となりますが、AOTSの研修に参加される場合は必要ありません。担当者に聞かれましたらその旨ご説明ください。
- ・申請に必要な書類は事前に雇用局各事務所でご確認ください。
- ・タイ王国法令により、研修のため従業員を日本に派遣する場合、月額12,500パーツ相当の日当支払が義務付けられています。